

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第18号

名古屋市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 租税その他諸徴収金に関する証明

ア 租税に係る徴収金に関する証明 400 円

イ ア以外の証明 300 円

第 2 条第 1 項第 4 号中「1,300 円」を「1,500 円」に改め、同項第24号を次のように改める。

(24) 公簿、公文書及び図面の閲覧

ア 租税に係る徴収金に関する公簿、公文書及び図面の閲覧 400 円

イ ア以外の閲覧 300 円

第 2 条 名古屋市手数料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号ア中「証明」の次に「（ただし、本市の機関の使用に

係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続した通信端末機器を用いる場合（以下単に「通信端末機器を用いる場合」という。）にあつては、200円とする。）」を加え、同項第5号中「印鑑証明」の次に「（ただし、通信端末機器を用いる場合にあつては、200円とする。）」を加え、同項第6号中「戸籍証明書の交付」の次に「（ただし、戸籍証明書の交付について、通信端末機器を用いる場合にあつては、350円とする。）」を加え、同項第15号中「交付」の次に「（ただし、通信端末機器を用いる場合にあつては、200円とする。）」を加え、同項第16号中「証明」の次に「（ただし、通信端末機器を用いる場合にあつては、200円とする。）」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の名古屋市手数料条例第1条の規定により特定の者のためにされている事務に係る手数料の額については、なお従前の例による。